

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）見直し中間報告案の要点 【津波災害対策】

資料3

区分	NO	項目	国	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
総則	1	○津波想定については、富山県に適した考え方により実施〔部会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・国が示す二つのレベルの津波については、太平洋側を想定しているものであり、日本海側では現実的には意味がなく、津波の到達時間など、富山県に適した考え方をすべき	<内閣府、国土交通省> ○津波レベルの想定に関する技術的助言(新)	○津波シミュレーション調査による富山県における津波レベルの想定(富山県では、発生頻度の高い津波はない。) <ul style="list-style-type: none"> ・国では、2つのレベルの津波を想定(太平洋側の海溝型地震を想定) <ul style="list-style-type: none"> ①最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 ②発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 ・富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記①の百年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は、文献調査において確認されていない。上記②についても、文献調査において、東日本大震災のような(700~1,000年と推定されている)海溝型の津波は確認されていない。 ・しかしながら、富山県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確率の極めて低い、3~5千年程度の活断層(呉羽山断層帯)や、未確認の断層(糸魚川沖や能登半島沖の断層)による津波を想定することとする。 	→ 第1章 第6節 第1	—	—
	2	○本県に影響する津波の設定〔部会、議会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯は、海域に延びているので津波を起こす可能性があり。 ・糸魚川沖断層については、詳しい調査が行われていないが、短く見ても30~40km、長く見た場合は最大限のリスクを考え70~80kmと推定	<文部科学省> ○調査研究(拡)	《別紙参照》 → 第1章 第6節 第1	—	—	
	3	○被害想定等の見直し〔専調〕 ・東日本大震災の被害を調査分析し、被害想定の手法を改善	<内閣府> ○被害想定手法等の見直し(拡)	○津波シミュレーション調査による津波高、到達時間、浸水想定図のほか、人的・物的被害の想定(呉羽山断層帯の海域部、糸魚川沖断層等の地震による津波被害について調査分析)(新) <ul style="list-style-type: none"> ・(今後、津波シミュレーション調査結果を踏まえ記述) 	→ 第1章 第6節 第3	—	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 予防 対策	4	○多重防護と施設整備【専調】 ・津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用等による二線堤を整備	<国土交通省> ○技術研究○技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ○道路や海岸保全施設等の整備(拡)	○道路や海岸保全施設等の整備(粘り強い海岸保全施設等や道路盛土等を活用)(拡) ・海岸保全施設等について、耐震診断や補強により耐震性を確保 ・内陸での浸水防止機能を有する道路盛土等を活用 → 第2章 第3節 第1	同左 ・同左	—
	5	○津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備【専調】 ・まちづくりと一体となって避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段を整備 ・津波避難ビル等については、指定要件や構造・立地基準を見直し [部会でいただいたご意見] ・津波対策について、神通川の河口付近などの海岸近くに意図的に構造物を造ることは、人的被害を減らすにあたり有効 ・浜黒崎小学校など海岸近くの小学校は、将来的に移転か、もしくは津波高潮ステーションといった堤防と避難場所を兼ねた施設を整備すべき	<内閣府、国土交通省> ○津波避難ビル等の指定要件等の見直し(拡)	○市町村に対する避難場所・津波避難ビル等の指定に係る助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示)(拡) ○避難路・避難階段の整備(拡) ・緊急避難先は、浸水の危険性が低い場所に整備 ・避難生活を送る避難場所と津波からの緊急避難場所とを間違わないよう、住民へ周知徹底 ・住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備、住民への周知等を実施 → 第2章 第3節 第2	○避難場所・津波避難ビル等の指定(拡) ○避難路・避難階段の整備(拡) ○避難場所・津波避難ビル等の県民への周知(拡) ・同左 ・民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保(いざという時に確実に避難できるような体制の構築)	—
	6	○ハザードマップの充実【専調、部会】 ・配付することだけで認知度を高めることには限界。しっかりと伝える制度・仕組みを構築。 [部会でいただいたご意見] ・津波ハザードマップについては、必ず説明会を行い、「想定」であることをしっかりと説明することが必要	<内閣府> ○「津波・高潮ハザードマップマニュアル」の見直し(拡)	○津波シミュレーション調査結果の県民への周知(HP、出前講座等による普及啓発)(新) ・津波シミュレーション調査結果の県民への周知 ・広報媒体等活用(ラジオ、テレビ、新聞、HP)、出前講座、防災アドバイザー、広域消防防災センターでの啓発、防災訓練を通じた啓発 → 第2章 第6節 第1	○津波ハザードマップの県民への周知(新) ・同左 ・土地取引における活用等を通じた内容理解の促進	—
	7	○徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発【専調】 ・徒歩による避難が原則。今回自動車で避難し生存した者も多かったことを踏まえ、自動車で安全かつ確実に避難できる方策について、今後検討。 [部会でいただいたご意見][部会でいただいたご意見] ・吳羽山断層による津波は、規模は大きくなりが到着は早い ・地域によっては、自動車を使った避難も有効であり、自動車利用のルールをきちんと作ることが必要	<内閣府> ○「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)	○市町村に対する津波避難計画作成の助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示)(新) ○県民に対する避難行動の普及啓発(HP、出前講座等による普及啓発)(拡) ・本県では、津波の規模や発生確率は海溝型地震と比べて低いものの、活断層地震が発生した場合、短時間での津波到達が予想されるため、地域の実情を踏まえ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりの推進 → 第2章 第3節 第2 ・徒歩避難原則の周知(自動車免許所有者への啓発等) ・徒歩による避難を原則としつつ、地域の状況を踏まえ、自動車利用も含めた避難方策の検討 → 第2章 第5節 第3	○津波避難計画の作成(新) ○県民に対する避難行動の普及啓発(拡) ・本県の特性に応じた津波に対する具体的かつ実践的な津波避難計画の策定 ・同左	—
	8	○災害時要援護者の避難支援【部会】 [部会でいただいたご意見] ・災害時要援護者が、津波から避難するための支援方策の検討が必要 ・5分以内の避難を考えた場合、要援護者の把握や支援などの体制づくりについて、重点的に考えることが必要	<内閣府> ○「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)	○市町村に対する津波避難計画作成の助言(災害時要援護者の避難方策の助言)(新) ・防災、医療、保健、福祉等の専門分野の連携による、要援護者の避難後における支援方策の検討 → 第2章 第5節 第3	○津波避難計画の作成(災害時要援護者の避難方策の検討)(新) ・平常時から要援護者の情報把握・共有、消防職団員等の避難誘導に係る行動ルール作成など、要援護者避難体制の整備 ・同左	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 予防 対策	9	<p>○行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設〔専調〕</p> <p>・最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するためには、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・国においても重要施設については、津波の危険性が高い場合は見直すこととしているが、液状化や浸水しても機能を確保するなど、移転のみが答えではなく、今後調査・検討が必要</p>	<p><国土交通省></p> <p>○「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)</p>	<p>○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施策を実施(津波災害警戒区域等の設定等)(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関連施設、災害時要援護者に関する施設等は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地 ・やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源設置場所の工夫等を実施 ・中長期的には浸水の危険性の低い場所へ誘導 <p>→ 第2章 第3節 第2</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>	—
	10	<p>○地域防災計画と都市計画の有機的な連携〔専調〕</p> <p>・地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、長期的な視点で安全なまちづくりを推進</p>	<p><国土交通省></p> <p>○「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)</p>	<p>○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施策を実施(津波災害警戒区域等の設定等)(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、津波防災の観点からのまちづくり推進 <p>→ 第2章 第3節 第2</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>	—
	11	<p>○防災教育の充実と地域防災力の向上〔専調、部会〕</p> <p>・住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓を踏まえ、継続的かつ充実した防災教育を全国的に実施</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・知識の中に防災に対する「姿勢」を与えることに重きを置くことが重要</p>	<p><文部科学省></p> <p>○「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において検討(新)</p>	<p>○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡)</p> <p>○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡)</p> <p>○自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活性化方策の実施)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域の災害の特徴など、児童生徒等に対する防災教育の推進 ・津波に関する意識啓発(避難行動に関する知識、津波の特性に関する情報、津波に関する想定の不確実性など) <p>→ 第2章 第6節 第1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織率向上、活性化 ・自主防災組織における津波対策資機材整備の促進 ・更なる地域防災力の向上を図るために、地域の消防団、学校、福祉団体等の様々な団体との連携促進 ・地域において防災リーダーとなる人材の育成 <p>→ 第2章 第6節 第2</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>	—
	12	<p>○実践的な防災訓練の実施〔専調〕</p> <p>・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を、継続的・定期的に実施</p>	<p><指定地方行政機関></p> <p>○実践的な防災訓練の実施(拡)</p>	<p>○実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練目的の具体的な設定、地震・津波被害の想定の明確化、訓練参加者・使用器材・実施時間等の訓練環境の具体的な設定、参会者自身の判断も求められる訓練内容など、実践的な訓練の実施 ・地域住民、事業所、学校等の各々の主体による防災訓練実施の促進(実施時間や、津波の到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を実施するよう助言) <p>→ 第2章 第6節 第3</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>
	13	<p>○地震・津波観測体制の充実・強化〔専調〕</p> <p>・海域部の海底地震計、沖合水圧計、GPS波浪計等の観測体制を充実</p>	<p><気象庁></p> <p>○海底地震計、GPS波浪計等による地震・津波観測体制の充実・強化(拡)</p>	—	—	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 応急 対策	14	<p>○津波警報と防災対応【専調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報は、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討 ・津波警報や予想される津波高に応じた防災活動・避難活動について、より具体的に検討 	<気象庁> ○津波警報の改善等(拡)	<p>○津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し(住民への津波警報等の伝達の改善等)(拡)</p> <p>(今後、気象業務法の改正内容を踏まえ、記述予定)</p>	<p>○津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し(拡)</p> <p>(同左)</p>	- (同左)
	15	<p>○情報伝達体制の充実・強化【専調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段を活用 ・広域停電や庁舎被災などを想定した対応を検討 [部会でいただいたご意見] [部会でいただいたご意見] ・エリアメールについて、津波情報など自治体単位の情報発信が無料となったので活用すべき ・空襲警報のように、まずサイレンで住民に確実に避難を伝達すべき 	<指定地方行政機関> ○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡)	<p>○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行中の車両、運行中の列車、船舶等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等あらゆる手段の活用 ・情報伝達手段の多重化、多様化 <p>→ 第3章 第2節 第2</p>	<p>○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡)</p> <p>・同左</p>	<通信事業者> ○エリアメール等の携帯電話を活用した津波警報等の県民への伝達手段の確保 ・エリアメール等を活用した津波警報等の県民への伝達手段の確保
	16	<p>○消防団員等の避難誘導・防災対応に係る行動のルール化【専調、部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員等の津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動のルール化 [部会でいただいたご意見] ・東日本大震災では、水門を閉めに行った消防団員が津波で被災し亡くなられたことが多くあったため、このようなことをさせない仕組みが必要 ・今回の震災では、避難誘導に当たった多くの消防団員や警察官が殉職していることから、避難広報や避難誘導の行動のルール化が大変重要 	<内閣府> ○「地震・津波による被災実態調査」の実施(新)	<p>○消防団員等の安全性を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定(東日本大震災において、消防団員等に犠牲が出たことを踏まえ、消防団員等の防災対応等に係る行動ルールを策定)(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導にあたり、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動のルール化 <p>→ 第2章 第5節 第3</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>	-
津波 復旧 対策	17	<p>○長期的復興への備え【部会】</p> <p>[部会でいただいたご意見] ・長期的復興についても事前に検討しておくことが必要。</p>	-	<p>○長期的復興計画の策定(他県の先進事例の調査等)(新)</p> <p>復興対策の研究の実施(第2章第4節第9) (中央防災会議の「防災対策推進検討会議」における最終報告書を踏まえ検討)</p>	<p>-</p> <p>同左</p>	-

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）見直し中間報告案の要点 【地震災害対策】

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
総則 基本方策及び被害想定	1	○不測の事態への備え【部会】 [部会でいただいたご意見] ・想定外が起きたときの対応を考えておくことが必要。 ・呉羽山断層は神通川を横断しており、最大規模の地震を想定した場合、堤防がかなりのダメージを受けるほか、下流側が隆起し上流側が沈下することにより、浸水域が広がることが予想される。 ・基礎的な力をしっかりと積み上げておけば、万一の場合でも、ある程度対応可能。	<指定地方行政機関> ・防災関係職員に対する防災教育の強化(拡)	○災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、各種対策を推進(たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視) ○防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上)(拡) ○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡) ○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡) ・防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施 ・児童・生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施 ・津波からの避難行動や地震・津波に関する知識など防災に対する姿勢を身につけるための防災知識の普及啓発 ・県広域消防防災センターや自主防災アドバイザー等を活用した防災知識の普及啓発の実施 →第2章第6節第1	同左 ・同左	○防災関係職員に対する防災教育の強化(拡) ・防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施
	2	○呉羽山断層帯の被害想定の修正及び減災目標の設定【呉羽調査】	<内閣府> ・被害想定手法等の見直し(拡) <文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	○呉羽山断層帯被害想定の修正(H9年度調査 死者1,471人→今回死者4,274人)(拡) ○人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減)(新) ・呉羽山断層帯被害想定の修正 ・呉羽山断層帯地震に係る減災目標(10年間で死者数半減)の設定 →第1章第5節第4、6	同左 ・呉羽山断層帯被害想定の修正	一 一
	3	○富山県に影響を及ぼす活断層に対する検討【部会】 [部会でいただいたご意見] ・例えば近隣の森本・富樫断層帯など近隣の断層についても、県に影響を及ぼす可能性があるものは、検討が必要	<文部科学省> ・活断層に関する調査研究(拡)	○国の活断層評価の活用(森本・富樫断層帯や邑知潟断層帯等の本県に影響を及ぼす活断層の記載)(新) ・本県に影響を及ぼす森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯の地震調査研究推進本部による長期評価 →第1章第5節第5	同左 ・同左	一 一
	4	○業務継続計画(BCP)の策定【議会】	<内閣府> ・技術的助言(新) <指定地方行政機関> ・業務継続計画(BCP)の策定(新)	○業務継続計画(BCP)の策定(災害における優先業務の選定等)(新) ・業務継続計画(BCP)の策定 →第2章第4節第4	同左 ・同左	同左 ・同左
震災予防対策 耐震性の強化等	5	○一般住宅の耐震化の促進【部会、呉羽調査】 [部会でいただいたご意見] ・公共施設や学校の耐震化の更なる推進はもちろんだが、一般住宅の方が大事。例えば5年間で耐震化率を85%に上げるぐらいの目標の設定が必要	—	○人的被害軽減効果を踏まえた減災目標の設定(耐震化率85%→死者半減)(新) ○一般住宅の耐震化に対する支援・普及啓発の強化(リーフレットの作成、巡回説明会の実施等)(拡) ・呉羽山断層帯地震に係る減災目標(住宅の耐震化率68%→85%【H33年度目標】)の設定 →第1章第5節第6 ・ふるさと富山ハンドブック(家庭版)等による普及啓発の実施 →第2章第6節第1	同左 ・地震ハザードマップ等による普及啓発の実施	一 一
	6	○学校、公共施設等の耐震化の推進【呉羽調査、議会】	<文部科学省> ・財政支援・技術的助言(拡)	○学校、公共施設の耐震化の推進(県立学校の耐震化2年前倒し)(拡) ・私立学校を含む小中学校や高校、県立大学の耐震性確保の促進(県立学校は、平成29年度末の耐震化完了を平成27年度末に前倒し) ・災害時の救命医療の拠点となる病院の耐震性の確保 →第1章第5節第7 ・建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者等への指導啓発の実施 →第2章第1節第3	同左 ・同左	一

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
震災 予防 対策	7	○公共土木施設の整備・耐震性の強化〔呉羽調査、議会〕	<国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡)	○河川、海岸、土砂災害防止施設の整備・耐震性の強化(拡) ・地震時に機能が発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新の実施 →第2章第2節第1	同左 ・同左	— —
		○ライフライン施設、交通施設の耐震性の強化〔呉羽調査、議会〕	<国土交通省、農林水産省> ・財政支援・技術的助言(拡) <指定地方行政機関> ・道路、港湾の耐震性の強化(拡)	○上下水道施設の耐震性の強化(拡) ○道路、港湾、漁港、空港の耐震性の強化(緊急通行確保路線等の橋梁耐震化等)(拡) ・伏木富山港、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港における耐震強化岸壁の整備 →第2章第2節第1	○上下水道施設の耐震性の強化(拡) ○道路、漁港の耐震性の強化(拡) ・上水道施設の送水、配水管の新設・更新時における耐震性の高い管路の採用 →第2章第2節第1	<ライスライン施設事業者> ○電気、ガス、通信施設の耐震性の強化(拡) <道路・鉄道事業者> ○道路、鉄道の耐震性の強化(拡) —
	9	○液状化対策の強化〔呉羽調査、議会〕	<国土交通省> ・技術的助言(拡)	○公共土木施設等の液状化対策の強化(拡) ○液状化に関する普及啓発の強化(液状化の仕組みや対策のHP、出前講座による普及啓発)(拡) ・県民に対する地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発の実施 ・液状化のおそれのある箇所等の浅部の地盤データの収集とデータベースの充実 →第2章第2節第5	同左 ・同左	— —
		○県庁が被災した場合の対策〔部会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・呉羽山断層帯による地震が発生した場合、県警本部、県庁、市役所、全部アクセス不能になるという最悪の事態も含め、県の計画を考えていくことが重要。 ・県庁の機能の予備の指揮所で、最低限、通信機能と情報を集約する機能があれば、最低限の指揮は可能。 今後の防災訓練では、この予備の指揮所を設けて、訓練を実施することが必要。	—	○県庁が被災した場合の対応方針の策定(業務継続計画(BCP)の策定)(新) ○県広域消防防災センターの代替機能の整備(災害対策本部機能の整備)(新) ・業務継続計画(BCP)の策定 →第2章第4節第4 ・県広域消防防災センターの災害対策本部の代替機能の整備 →第2章第4節第1 ・県庁被災時の県広域消防防災センターへの災害対策本部の設置 →第3章第1節第1	—	—
	10	○避難施設の防災機能の向上〔部会、議会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・避難所に相談コーナーの設置が必要 ・相談コーナーについて、育児や女性特有のニーズにも配慮いただきたい。	<内閣府> ・「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新) <文部科学省> ・技術的助言(新)	○避難施設として必要な設備の整備(拡) ・避難場所又はその近傍における地域完結型の備蓄施設の確保 ・井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の避難生活に必要な施設・設備の整備 ・空調、洋式トイレなどの高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 →第2章第5節第3	同左 ・同左 ・男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営	— —
		○緊急地震速報受信システムの整備〔部会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・緊急地震速報が、公的な施設で受信できるよう整備することが大切であり、そういうことを計画の中に盛り込むことが必要。	<文部科学省> ・財政支援(新)	○学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備(県立学校等への緊急地震速報受信システムの整備)(新) ・学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備 →第2章第4節第3	同左 ・同左	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
防災活動体制等の整備	13	○超広域災害への備え【部会】 [部会でいただいたご意見] ・広域災害で支援がない場合を考えることが必要。	<内閣府> ・「防災対策推進検討会議」において検討	○他県や民間との応援協定締結の検討(周辺の都道府県以外の都道府県との応援協定締結)(拡) ・ 県広域消防防災センターの県外からの応援部隊受入れなど受援機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結の推進 →第2章第4節第7	○他市町村や民間との応援協定締結の検討(周辺の市町村以外の市町村との応援協定締結)(拡) ・ 遠方に所在する市町村等との応援協定の締結の推進	— —
	14	○各種防災関係機関等との連携強化【呉羽調査、議会】	—	○民間事業者との応援協定締結(フランチャイズチェーン及び富山県石油商業組合との災害時応援協定(帰宅困難者支援協定等)の締結等)(拡) ・ 県広域消防防災センターの県外からの応援部隊受入れなど受援機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 災害時の徒步帰宅者支援を内容とした日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との応援協定の締結 ・ 災害時の徒步帰宅者支援及び石油燃料の安定供給を内容とした富山県石油商業組合との応援協定の締結 ・ 応急活動及び復旧活動に関する関係機関との応援協定の締結の推進 →第2章第4節第7	同左 ・ 災害時の徒步帰宅者支援を内容とした日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との応援協定の締結 ・ 災害時の徒步帰宅者支援及び石油燃料の安定供給を内容とした富山県石油商業組合との応援協定の締結 ・ 応急活動及び復旧活動に関する関係機関との応援協定の締結の推進	○行政機関との応援協定締結の検討(拡) —
震災予防対策	15	○災害医療コーディネート機能の強化【部会】 [部会でいただいたご意見] ・災害の最前線で医療救護を取り仕切る「災害医療コーディネーター」というような役割を果たす人材を養成し、日ごろから連携し、いざというときにすぐに機能するようなことが重要。	<厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」における報告(新)	○国検討会報告も踏まえた対応(避難所等での医療ニーズの的確な把握・分析、医療チームの配置調整などのコーディネート機能が発揮できる体制の整備等)(新) ・ 災害時における医療活動に関する調整を行う「災害医療対策チーム」を災害対策本部内に編成 →第3章第1節第1 ・ (災害時の医療活動に係る体制については、今後改正予定の「災害時における初期救急医療体制の充実強化(厚生労働省)」を踏まえ、更に検討)	同左 —	<医療関係機関> 同左
救援・救護体制の整備	16	○災害救援ボランティア活動の強化【部会、議会】 [部会でいただいたご意見] ・災害支援ナースのボランティア派遣制度を確立することにより、派遣のみならず、本県が被災地となったときも支えになる。	—	○災害救援ボランティアの養成の強化(拡) ○災害救援ボランティアの受け入れ体制に係る見直し(円滑にボランティアを受け入れるためのボランティアコーディネーターの養成等)(拡) ・ 県広域消防防災センターの救援物資の輸送、集積、配給など輸送拠点機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 富山県大学連携協議会との連携による学生ボランティアの円滑な受け入れ →第2章第5節第4	同左 —	<医療・福祉関係機関> 同左
	17	○備蓄品の必要量の確保【呉羽調査】	—	○備蓄品の確保(呉羽山断層帯の被害想定調査を踏まえた備蓄量の確保)(拡) ・ 県広域消防防災センターの災害時用備蓄品の備蓄機能の確保 →第2章第4節第1 ・ 流通備蓄による食料調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充 ・ 最低3日分の非常食、飲料水の備蓄など、県民への災害時の備えの普及啓発 →第2章第5節第3	同左 ・ 同左 —	—

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
震災 予防 対策 行動力 の向上	18	<p>○地震・津波に関する防災教育の充実〔部会、呉羽調査〕 ○地域防災力の向上</p> <p>[部会でいただいたご意見] ・一般的に日本に住んでいる以上、地震や津波に関する防災教育は必要。 ・防災センターなどを活用して、住民が判断する力を身につけることが必要。 ・地震イコール津波ということを、しっかりと小学校レベルから知識の蓄積として、意識付けをしていくことが必要。 ・防災意識を高めるには、住民が自主的に取り組む必要があり、地域のリーダーに被災地を見てもらうなど、住民の意識の向上を図ることが必要。 ・自主防災組織について、やる気のあるところに支援することが組織をつくる上で重要</p>	<p><文部科学省> ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において検討(新)</p>	<p>○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡) ○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡) ○自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活性化方策の実施)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒用ハンドブック等を活用した防災教育の実施 ・津波からの避難行動や地震・津波に関する知識など防災に対する姿勢を身につけるための防災知識の普及啓発 ・県広域消防防災センター等を活用した防災知識の普及啓発 ・地域において防災リーダーとなる人材の育成 →第2章第6節第1 ・自主防災アドバイザーや自主防災組織化・活動ハンドブック等を活用した自主防災組織の組織率向上、活性化 →第2章第6節第2 ・自主防災組織による避難訓練実施の促進 	<p>同左</p> <p>・同左</p>	
		<p>○職員の危機管理能力の向上〔部会〕</p> <p>[部会でいただいたご意見] ・トップの危機管理のマネジメントから始まって、最後の小学生や子どもたちを含めて、行政職員も含め、防災教育が大事。</p>	<p><指定地方行政機関> ・防災関係職員に対する防災教育の強化(拡) ・実践的な防災訓練の実施(拡)</p>	<p>○防災関係職員に対する防災教育の強化(防災関係職員の危機管理能力の向上)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係職員の危機管理能力の向上を目的としたロールプレイング方式による図上訓練の実施 →第2章第6節第1 	<p>同左</p> <p>・同左</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>
		<p>○防災訓練の充実〔部会〕</p> <p>[部会でいただいたご意見] ・緊急地震速報を取り入れた防災訓練が必要。</p> <p>・大規模災害になると、災害拠点病院をはじめ大きな病院へ、多くの負傷者や医療チームが駆け付けるが、日頃からの具体的なシミュレーションの下での準備訓練が大切。</p>	<p><指定地方行政機関> ・実践的な防災訓練の実施(拡)</p>	<p>○実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施)(拡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる事態を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮した総合防災訓練の実施 ・緊急地震速報対応訓練や消防、警察、自衛隊、D M A T 等と連携した応急活動訓練の実施 	<p>同左</p> <p>・同左</p>	<p>同左</p> <p>・同左</p>
	21	<p>○地域防災計画や被害想定のビジュアル化〔部会〕</p> <p>[部会でいただいたご意見] ・吳羽山断層帯の被害想定について、聞いた人が分かるような形で、具体化すれば、防災意識、防災教育などに効果的。</p>	-	<p>○ビジュアルなパンフレットや教材を活用した防災の意識啓発、教育の実施(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジュアルに富んだわかりやすい地域防災計画概要版による防災意識の啓発 →第2章第6節第1 	-	-

区分	NO	項目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
応急活動体制	22	○応急活動体制の見直し〔呉羽調査、議会〕	<内閣府> ・「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」において検討(新) <厚生労働省> ・「災害医療等のあり方に関する検討会」において検討(新) <指定地方行政機関> ・救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制に係る必要な見直しの検討(拡)	○救助・救急活動、医療救護活動等の応急活動体制の見直し(富山県DMATの運営、SCU(広域医療搬送拠点)の設置等)(拡) <ul style="list-style-type: none">・ 富山県DMAT指定病院の指定及び富山県DMAT派遣に係る協定の締結 →第2章第5節第2・ 被災地域で対応困難な重症患者の広域搬送のため、広域医療搬送拠点及びSCU(臨時医療施設)の設置 →第3章第4節第2・ 災害時における医療活動に関する調整を行う「災害医療対策チーム」を災害対策本部内に編成 →第3章第1節第1	同左	同左 <富山県DMAT指定病院> ・県とのDMAT派遣に係る協定の締結 ・富山県DMATの派遣
	23	○市町村の災害対策本部機能喪失等への対応〔議会〕	—	○市町村に対する迅速な支援体制の整備(被災市町村支援チームの編成等)(新) <ul style="list-style-type: none">・ 被災市町村の被害の状況や対応能力等を調査する「被災市町村支援チーム」を災害対策本部内に編成・ 被災市町村支援チームにより、被災市町村の被害状況や対応能力等の調査 →第3章第1節第1	○災害対策本部機能の維持・確保(新)	—
震災応急対策 情報の収集伝達	24	○情報の収集・伝達体制の強化〔呉羽調査、議会〕	<指定地方行政機関> ・多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(エリアイメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡)	○多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(エリアイメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡) <ul style="list-style-type: none">・ 津波警報等を確実に県民等に伝達するため、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、エリアイメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用等 →第3章第2節第2・ J-ALEERT及び衛星携帯電話の活用 →第2章第4節第3、第3章第2節第3・ 防災行政無線のデジタル化の推進 →第2章第4節第3	○多様な伝達手段を活用した災害情報の県民への周知(拡) <ul style="list-style-type: none">・ 同左・ 消防救急無線のデジタル化の推進 →第2章第5節第1	<通信事業者> ○エリアイメール等の携帯電話を活用した災害情報の県民への伝達方法の確保 <放送機関、通信事業者> ・津波警報等を確実に県民等に伝達するため、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、インターネット、エリアイメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用等
災害時要援護者への援護	25	○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化〔部会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・被災地では、訪問看護ステーションが機能せず、在宅医療が難しくなったことも聞いているが、この教訓を踏まえた対応が必要。	<内閣府> ・「災害時要援護者対策の検討に関する調査」の実施(新)	○市町村に対する福祉避難所の指定の促進(市町村への働きかけ)(新) ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(在宅の要介護者に対する支援方策の強化)(拡) <ul style="list-style-type: none">・(H24年度に内閣府が予定する災害時要援護者対策の検討に関する基礎調査、災害時要援護者の避難支援ガイドライン見直しを踏まえ、災害時要援護者に対する対策の更なる検討)	○福祉避難所の指定(新) ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡) <ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉施設や介護保険施設等を福祉避難所に指定・ 福祉避難所における災害時要援護者のニーズに対応した備品や物資等の整備 →第3章第8節第6	<医療・福祉関係機関> ○在宅の災害時要援護者に対する対策の強化(拡)
応急住宅対策	26	○応急仮設住宅の確保に係る体制の見直し〔呉羽調査〕	—	○応急仮設住宅の必要戸数の想定(拡) ○民間賃貸住宅借り上げに係る体制の整備(新) ○建設用地の事前選定(拡) <ul style="list-style-type: none">・ 民間賃貸住宅の借上げによる供与・ 被災世帯の調査に係る県・市町村の役割の明確化・ 建設予定地の選定基準の明文化 →第3章第19節第1	同左 ・ 同左	— <関係団体> ・県及び市町村の民間賃貸住宅の借上げに係る協力 →第3章第19節第1
震災復旧対策	27	○長期的復興への備え〔部会〕 〔部会でいただいたご意見〕 ・長期的復興についても事前に検討しておくことが必要。	—	○長期的復興計画の策定(他県の先進事例の調査等)(新) <ul style="list-style-type: none">・復興対策の研究の実施(第2章第4節第9)・(中央防災会議の「防災対策推進検討会議」における最終報告書を踏まえ検討)	— ・ 同左	—